

証券コード 9254
2024年1月11日
(電子提供措置の開始日 2024年1月4日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号
株式会社ラバブルマーケティンググループ
代表取締役 林 雅 之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lmg.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総
会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2024年1月25日(木曜日)午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上
げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月26日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
(開催日が前回定時株主総会(2023年6月29日)に相当する日と離れており
ますのは、当社の決算期(事業年度の末日)を3月31日から10月31日に変更
したことに伴い、移行期である第10期(当事業年度)が2023年4月1日から
2023年10月31日までとなっているためであります。)
2. 場 所 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー2F
トラストシティ カンファレンス 神谷町 Conference 1

3. 目的事項 報告事項

1. 第10期（2023年4月1日から2023年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2023年4月1日から2023年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
- 第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

~~~~~  
(注)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
4. ご出席の株主様向けお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
5. 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
6. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書及び個別注記表

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

資本金及び資本準備金の額の減少については、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数に変更はありません。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金287,826,486円を237,826,486円減少して、50,000,000円といたします。

資本準備金278,475,728円を228,475,728円減少して、50,000,000円といたします。

※なお、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が資本金及び資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全部をその他資本剰余金に振替いたします。

#### (2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものです。減少する資本金及び資本準備金の額の全部をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (3) 効力発生日

2024年3月6日（予定）

### 2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社のその他資本剰余金の額は371,706,809円となり、利益剰余金の額は0円となります。

|                     |          |             |
|---------------------|----------|-------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及びその額 | その他資本剰余金 | 94,595,405円 |
|---------------------|----------|-------------|

|                     |         |             |
|---------------------|---------|-------------|
| (2) 増加する剰余金の項目及びその額 | 繰越利益剰余金 | 94,595,405円 |
|---------------------|---------|-------------|

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日 2024年3月6日(予定)

※なお、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が剰余金の処分が効力を生ずる日までに行使された場合には、上記1. による資本金及び資本準備金の額の減少に伴い、その他資本剰余金の額が変動します。

## 第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場する前に、株式会社日比谷コンピュータシステム（以下、「日比谷コンピュータシステム」という。）から出資を受け、資金面での支援や助言等を受けてまいりましたが、当社の独立制確保や資本効率の向上、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、日比谷コンピュータシステムが保有する当社株式の一部買い受けを打診し、協議の結果、自己株式の取得を行うことへの合意に至りました（以下、「本自己株式の取得」という。）。

なお、本自己株式の取得は、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたいと存じます。

### 1. 取得する株式の種類

普通株式

### 2. 取得する株式の総数

82,500株（上限）

### 3. 取得価額の総額

金165,000,000円（上限）

### 4. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法

2024年1月25日（本株主総会の前日）の東京証券取引所グロース市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格）

### 5. 取得期間

2024年2月19日から2024年3月7日まで

### 6. 取得する株主（会社法第158条第1項の規定による通知を行う株主）

株式会社日比谷コンピュータシステム

（ご参考）

自己株式の取得にあたって株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条第1号により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第3項による売主追加議案の請求権は生じません。

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1         | はやし まさ ゆき<br>林 雅 之<br>(1972年3月6日)    | 2008年11月 株式会社コムニコ 代表取締役<br>2014年7月 当社 代表取締役 (現任)<br>2014年8月 株式会社マーケティングエンジン 代表取締<br>役<br>2014年9月 株式会社コンテンツガレージ 代表取締役<br>2016年6月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>取締役<br>2016年11月 一般社団法人SNSエキスパート協会 理事<br>(現任)<br>2017年3月 合同会社みやびマネージメント 代表社員<br>(現任)<br>2018年3月 株式会社ハウズワーク 取締役<br>2018年4月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>代表取締役<br>2022年6月 株式会社コムニコ 取締役 (現任)<br>2022年6月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>取締役 (現任)<br>2023年5月 DTK AD Co.,Ltd. 取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社DXディライト 取締役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 理事<br>DTK AD Co.,Ltd. 取締役 | 72,114株          |
| 2         | はせ がわ なお き<br>長谷川 直 紀<br>(1982年9月1日) | 2013年4月 株式会社コムニコ 入社<br>2014年10月 株式会社コムニコ 取締役<br>2018年4月 株式会社24-7 (現株式会社DXディライト)<br>取締役 (現任)<br>2018年6月 当社 執行役員 事業統括管掌<br>2022年6月 当社 取締役 (現任)<br>2022年6月 株式会社コムニコ 代表取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社コムニコ 代表取締役<br>株式会社DXディライト 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 25,500株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | うがわ たろう<br>鵜川 太郎<br>(1976年1月14日)   | 2008年11月 株式会社コムニコ 取締役<br>2010年7月 株式会社オルトプラス 取締役<br>2014年8月 当社 取締役(現任)<br>2014年8月 株式会社マーケティングエンジン 取締役<br>2015年1月 ALT PLUS VIETNAM Co., Ltd. President<br>2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役<br>2017年9月 株式会社Scopes 取締役<br>2018年3月 株式会社オルトプラス高知 取締役<br>2020年2月 株式会社OneSports 取締役<br>2023年4月 株式会社プレイシंक 取締役(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社プレイシंक 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 16,525株        |
| 4     | まつもと こういち<br>松本 高一<br>(1980年3月26日) | 2017年8月 株式会社アンビグラム 代表取締役(現任)<br>2017年9月 当社 取締役(現任)<br>2017年9月 デジタルデータソリューション株式会社 社外監査役(現任)<br>2018年6月 澤田ホールディングス株式会社 社外取締役<br>2018年7月 AKA株式会社 社外監査役<br>2018年8月 株式会社アップピア 代表取締役(現任)<br>2019年12月 株式会社リチカ 社外監査役(現任)<br>2019年12月 株式会社SOUSEI Technology 社外監査役<br>2020年4月 株式会社アイデンティティ 社外監査役<br>2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役(現任)<br>2020年12月 株式会社揚羽 社外監査役(現任)<br>2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役(現任)<br>2021年12月 株式会社マイホーム 社外監査役(現任)<br>2022年2月 株式会社KOLテクノロジーズ 社外取締役(現任)<br>2022年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役(監査等委員)(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アップピア 代表取締役<br>株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役 | 3,600株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 林雅之氏は、株式会社コムニコ、株式会社DXディライト、DTK AD Co.,Ltd.の取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、創業以来一貫して当社及び当社グループの経営を主導してきた豊富な経験と知見を有すことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

3. 長谷川直紀氏は、株式会社コムニコの代表取締役、株式会社DXディライトの取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業当時より、株式会社コムニコの取締役として事業に携わり、当社の主要事業における豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。
4. 鵜川太郎氏は、社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社オルトプラスの経営に携わり、グループ経営に関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
5. 松本高一氏は、社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営コンサルティングの経験及び管理業務に対する幅広い知見を有しており、その知見に基づき、当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムに対する有益な助言を期待するためであります。
6. 鵜川太郎及び松本高一の両氏は、現に当社の社外取締役であり、在任年数は本総会終結の時をもって鵜川太郎氏は9年5ヶ月間、松本高一氏は6年4ヶ月間になります。
7. 鵜川太郎氏及び松本高一氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。本議案が原案通り承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、鵜川太郎氏及び松本高一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 小田香織氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新任の候補者は退任監査役の補欠として選任される監査役であるため、監査役候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、在任監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の<br>株式数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| かぶら き かおる<br>鍋 木 薫<br>(1981年9月12日) | 2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所<br>2012年7月 公認会計士登録<br>2012年9月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>2016年10月 ベーカー&マッケンジー法律事務所入所<br>2018年4月 ムンディファーマ株式会社入社<br>2020年5月 J. フロント リテイリング株式会社入社<br>財務戦略統括部 主計・税務部 主計担当(現任)<br>2021年5月 株式会社ディンプル監査役<br>【重要な兼職の状況】<br>なし | - 株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鍋木薫氏は、公認会計士資格を有しており、会計分野における豊富な経験、高い見識と知識に基づき、当社の業務執行体制について適切な監査が期待できることから、社外監査役としての選任をお願いするものです。
3. 議案が承認可決され、鍋木薫氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。本議案が原案通り承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、鍋木薫氏が選任された場合、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出を行う予定であります。

## 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社取締役（社外取締役を含む）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与することにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

### 1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月26日付定時株主総会において、賞与を含め1事業年度あたり年額100百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）。

このたび、取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の基本報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し、新たにストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を、年額12,450千円以内（うち、社外取締役については年額3,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）で支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案は、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当であると考えております。

報酬として付与される新株予約権の具体的な付与の時期及び割当数は、取締役会の決議により、上記報酬等の総額の範囲内で決定いたします。

ストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。

ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきまして、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、本件のストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく対象取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込がなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の発行要項）

### （1）新株予約権の数

本定時株主総会開催日から1年以内に対象取締役割り当てる新株予約権の個数は88個を上限とする。

### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### （3）新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

### （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### （5）新株予約権を行使することができる期間

2025年2月1日から2034年1月31日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

① 2024年10月期までの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が、100,000千円を超過した場合に行使することができる。

② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

④ 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (9) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2023年10月31日まで)

当社は、2023年6月29日に開催された第9回定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、当期より事業年度を毎年11月1日から10月31日までに変更しております。事業年度変更の経過期間となる当期は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月決算となるため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限が緩和され、個人消費やインバウンド需要が回復し、景気は緩やかな回復傾向がみられました。一方で、世界的なエネルギー資源や原材料の価格高騰、ウクライナ情勢の長期化、為替の円安懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を展開するデジタルマーケティング領域におきましては、国内外の様々な影響を受けつつも、社会活動のデジタル化を背景に高い成長率を保っており、「2022年日本の広告費」(株式会社電通)によると、インターネット広告市場は前年比14.3%増の3兆912億円となりました。

このような状況の下、当社グループでは「運用支援」、「運用支援ツールの提供」、「教育」といった当社グループ独自のソリューションを強みに、企業のマーケティング活動を総合的に支援してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,025,381千円、営業利益は22,265千円、経常利益は25,456千円、親会社株主に帰属する当期純利益は9,785千円となりました。

セグメントごとの業績は以下の通りです。

(SNSマーケティング事業)

企業のSNSアカウントの戦略策定から開設、運用代行、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までサポートするSNSアカウント運用支援サービス、SNSマーケティングを効率化するSaaS型のSNS運用支援ツールの開発・提供をしております。また、これらのノウハウを活かしてコンテンツ開発をしたSNSエキスパート検定講座の提供をしております。

当連結会計年度におきまして、(株)コムニコでは、SNS運用支援の新規受注件数が前年同期比で大幅に増加したほか、当社との年間取引高が1,000万円を超えるロイヤルクライアントも順調に増加しております。また、ChatGPTを活用した法人向けプラットフォームの代理販売開始やSNS上でブランドやサービスの認知度等の調査を行う「ファンサーベイ代行サ

ービス」を開始するなど、サービス拡充に努めております。

4月に新規設立した(株)ジソウは、比較的予算の少ない地方自治体、中堅・中小企業や個別のブランド、サービスなど小規模でSNSを運用する企業や団体を対象顧客として事業を開始いたしました。設立直後より、多くの問い合わせをいただき順調に受注数を拡大しております。

(社)SNSエキスパート協会では、検定講座の提供に加え、昨今の青少年がSNSの利用により、投稿の炎上や犯罪に巻き込まれるケースが頻発化する社会状況への対策として、青少年が正しく安全にSNSの利用ができるように啓発する教育プログラムの提供を開始いたしました。

また、東南アジアへの海外展開及び拡大するインバウンド市場への事業展開を成長戦略に掲げる当社は、4月にタイを拠点に東南アジアでマーケティング事業を展開する「DTK AD Co.,Ltd.」を子会社化したほか、7月に東アジアでのマーケティング支援に強みを持つアジアブリッジ株式会社と資本業務提携を行い支援対象地域を拡大いたしました。

さらに、日本の飲食事業者の海外進出を支援する「お試し出店サービス」を開始し、マレーシアで事業展開をするための合弁会社「TASTE FOOD JAPAN SDN. BHD.」へ出資いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高(「セグメント間の内部売上高又は振替高」を含まない外部顧客への売上高(以下同じ))は978,315千円、セグメント利益は246,951千円となりました。

#### (DX支援事業)

マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しております。当連結会計年度におきましては、Salesforceの対応サービスの拡充に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は47,065千円、セグメント損失は6,211千円となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金として、金融機関からの借入により50,000千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                             | 第 7 期<br>(2021年3月期) | 第 8 期<br>(2022年3月期) | 第 9 期<br>(2023年3月期) | 第 10 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年10月期) |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                      | 963,636             | 1,388,119           | 1,653,701           | 1,025,381                          |
| 経常利益 (△は損失) (千円)                | △24,503             | 187,309             | 79,905              | 25,456                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (△は損失) (千円) | △33,248             | 91,218              | 44,355              | 9,785                              |
| 1株当たり当期純利益<br>(△は損失) (円)        | △28.15              | 73.42               | 31.46               | 6.76                               |
| 総 資 産 (千円)                      | 782,595             | 1,326,441           | 1,411,440           | 1,405,452                          |
| 純 資 産 (千円)                      | 108,299             | 464,444             | 552,758             | 574,574                            |
| 1株当たり純資産 (円)                    | 81.52               | 318.97              | 369.10              | 381.66                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△は損失) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算定しております。
2. 第10期 (当連結会計年度) につきましては、事業年度変更の経過期間となることから、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月間となっております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループの提供するサービスは、社会活動のデジタル化を背景に重要性が高まっていくと思われ、当社グループの「運用支援」及び「運用支援ツールの提供」、「教育」を3本柱としたサービスを新規顧客へ提供することで当社グループの競争力を高めることができると考えており、積極的な広報活動に加え、マーケティング活動の強化を行ってまいりました。今後もマーケティングの実施体制を充実させ、分析・効果検証による改善の実施、アライアンスによる顧客接点の創出、事例発信の強化、ナーチャリングの強化等についても取り組んでまいります。

### ② 優秀な人材の確保と教育体制の強化

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育、育成を進めながら、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減を図ってまいります。

### ③ グループ経営の強化

当社グループは、2023年10月31日時点において、5社の連結子会社を保有しております。グループ内各事業のシナジー効果を最大限発揮し、グループ全体の事業成長を最大化させるために、効率的に経営資源の活用を行ってまいります。

### ④ 事業提携、企業買収への積極的な取り組み

当社グループが持続的且つ非連続的な成長を実現するためには、既存事業の安定的成長の他、次の成長を担う事業の創出及び拡大が必要不可欠であると考えております。そのためには、自社による事業開発のみならず、事業提携やM&A等により新たな事業・サービスへの投資を実行することで、成長への挑戦を進めてまいります。既存事業の収益や借入金のバランス等を勘案しながら許容できるリスクを考慮し、投資判断をしてまいります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務諸表の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図ってまいります。



## (6) 主要な事業内容 (2023年10月31日現在)

当連結会計年度末において、当社グループは当社と連結子会社5社により構成されており、SNSマーケティングを中心とした、コンサルティング支援、SaaSプロダクトの開発及び販売を行う「SNSマーケティング事業」、「DX支援事業」を行っております。

## (7) 主要な営業所 (2023年10月31日現在)

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

## (8) 従業員の状況 (2023年10月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減数 |
|------|--------------|
| 173名 | 19名増         |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者、退職者を除く。）であり、従業員兼務役員を含みます。  
2. 従業員数には、パート・派遣社員は含まれておりません。  
3. 従業員数が前連結会計年度と比べて19名増加しておりますが、その主な理由は、当社子会社(株)コムニコの体制強化のための採用によるものです。

### ② 当社従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 14名  | 42.3歳 | 2.8年   |

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、退職者を除く。）であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 議決権比率 | 主な事業内容       |
|-------------------|----------|-------|--------------|
| 株式会社コムニコ          | 11,750千円 | 100%  | SNSマーケティング事業 |
| 株式会社DXディライト       | 9,000千円  | 100%  | DX支援事業       |
| 一般社団法人SNSエキスパート協会 | —        | —     | SNSマーケティング事業 |
| DTK AD Co.,Ltd.   | 15,440千円 | 49%   | SNSマーケティング事業 |
| 株式会社ジソウ           | 5,000千円  | 100%  | SNSマーケティング事業 |

## (10) 主要な借入先の状況 (2023年10月31日現在)

| 借 入 先        | 借 入 残 高   |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 200,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 151,490千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 87,476千円  |
| 日本生命保険相互会社   | 46,000千円  |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 40,000千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 26,960千円  |

## 2. 株式の状況

|            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,725,100株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,446,775株 |
| ③ 株 主 数    | 1,156名     |
| ④ 大 株 主    |            |

| 株 主 名             | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------|----------|---------|
| 株式会社日比谷コンピュータシステム | 354,400株 | 24.5%   |
| 合同会社みやびマネージメント    | 342,450  | 23.7    |
| 各務 正人             | 122,200  | 8.4     |
| 林 雅之              | 72,114   | 5.0     |
| 横山 隆治             | 39,375   | 2.7     |
| 長谷川 直紀            | 25,500   | 1.8     |
| 青木 達也             | 19,000   | 1.3     |
| 株式会社SBI証券         | 16,900   | 1.2     |
| 鵜川 太郎             | 16,525   | 1.1     |
| エル・エム・ジー社員持株会     | 15,437   | 1.1     |

### 3. 新株予約権の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

|                        |                   | 第2回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年5月16日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 1,800個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 45,000株<br>(新株予約権1個当たり 25株)              |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 無償                                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 22,225円<br>(1株当たり 889円)            |
| 新株予約権等の行使期間            |                   | 2020年5月17日から2028年4月23日                        |
| 新株予約権の行使条件             |                   | (注) 1                                         |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,300個<br>目的となる株式数 32,500株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 500個<br>目的となる株式数 12,500株<br>保有者数 2名   |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名          |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
  - ii 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。
  - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  - v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
2. 2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整され

ております。

- 上記のうち、取締役（社外取締役を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年10月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 林 雅 之   | 株式会社コムニコ 取締役<br>株式会社DXディライト 取締役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 理事<br>DTK AD Co.,Ltd. 取締役              |
| 取締役      | 長谷川 直 紀 | 株式会社コムニコ 代表取締役<br>株式会社DXディライト 取締役                                                           |
| 取締役      | 鵜 川 太 郎 | 株式会社プレイシंक 取締役                                                                              |
| 取締役      | 松 本 高 一 | 株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アップピア 代表取締役<br>株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役                            |
| 常勤監査役    | 佐々山 英 一 | 株式会社コムニコ 監査役<br>株式会社DXディライト 監査役<br>一般社団法人SNSエキスパート協会 監事<br>W2株式会社 社外監査役<br>コアスタッフ株式会社 社外監査役 |
| 監 査 役    | 小 田 香 織 | 株式会社KaizenPlatform 常勤監査役<br>株式会社グッドコムアセット 社外取締役<br>株式会社プレイシंक 社外監査役                         |
| 監 査 役    | 今 井 智 一 | 今井関口法律事務所 代表弁護士<br>株式会社フィネスコンサルティング 代表取締役<br>株式会社ウィルシャーコーポレーション 取締役<br>株式会社働楽ホールディングス 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役鵜川太郎、取締役松本高一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々山英一、監査役小田香織、監査役今井智一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役小田香織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役今井智一氏は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と社外取締役の鵜川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、小田香織及び今井智一の3氏は、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
6. 社外取締役の鵜川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、小田香織及び今井智一の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約内容の概要

当社は、保険会社との間で当社グループ全ての役員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、その保険料は全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |      |                |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|------|----------------|-------|-----------------------|
|                  |                    | 固定報酬               | 株式報酬 | 業績連動<br>報酬等    | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 31,155<br>(7,350)  | 28,600<br>(7,000)  | -    | 2,555<br>(350) | -     | 4<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,762<br>(10,762) | 10,500<br>(10,500) | -    | 262<br>(262)   | -     | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 41,917<br>(18,112) | 39,100<br>(17,500) | -    | 2,817<br>(612) | -     | 7<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名（うち社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。
4. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して、業績連動報酬として現金賞与を支給しております。業績連動報酬の算定方法は、連結営業利益を基本指標として各対象取締役の役員別に基準額を設定し、基準額にその年度の各取締役の貢献度を加味して支給しております。当該指標とした理由は、業績連動報酬は単年度の業績の達成度に対する報酬と位置づけており、評価する指標として適切であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る定量評価の基準である連結営業利益の実績は22,265千円となりました。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役）に一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役）は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下の通りです。

代表取締役 林 雅之

取締役会の議長（代表取締役）に本権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役）が最も適していると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役鶴川太郎氏は、株式会社プレイシンの取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役松本高一氏は、株式会社アンビグラム及び株式会社アップアの代表取締役、株式会社フューチャーリンクネットワークの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役佐々山英一氏は、株式会社コムニコ及び株式会社DXディライトの監査役、W2株式会社及びコアスタッフ株式会社の社外監査役、一般社団法人SNSエキスパート協会の監事であります。株式会社コムニコ、株式会社DXディライト及び一般社団法人SNSエキスパート協会は当社の連結子会社であります。なお、当社とその他兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小田香織氏は、公認会計士であり、株式会社KaizenPlatformの常勤監査役、株式会社グッドコムアセットの社外取締役、株式会社プレイシンの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今井智一氏は、弁護士であり、今井関口法律事務所の代表弁護士、株式会社フィネスコンサルティングの代表取締役、株式会社ウィルシャーコーポレーションの取締役、株式会社働楽ホールディングスの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 役職名 | 氏 名     | 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                 |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鷓 川 太 郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                       |
| 取締役 | 松 本 高 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。管理業務への幅広い知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                |
| 監査役 | 佐々山 英 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会9回の全てに出席いたしました。常勤監査役としての業務執行、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。    |
| 監査役 | 小 田 香 織 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 今 井 智 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。   |



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額          | 23,700千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,700千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備し、運用していくための基本方針である内部統制システムに関する基本方針を制定しております。なお、基本方針の概要は以下の通りです。

**(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社グループは、コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
- ② 全ての役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに、取締役会の下、組織されるコンプライアンス委員会を設置し、ビジネスルール遵守を周知徹底する体制を整備する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。また、問題の未然防止、早期発見、早期解決のため「コンプライアンス管理規程」に「内部通報制度」を定める。

**(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

**(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備する。リスク管理規程に基づき、代表取締役及びコーポレート本部はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社グループ全体に周知する。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記を実施する。

- ① 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、取締役会の運営のため「取締役会規程」を定める。
- ② 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、取締役及び執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

#### **(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループは、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
- ② 当社のコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ③ 当社グループの内部監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施又は統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

#### **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社グループの各部門及び関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

#### **(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び執行役員は、取締役会及び監査役会において定期的にその担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の重要な書類を閲覧する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

### **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ② 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。
- ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

### **(10) 反社会的勢力の排除に関する体制**

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

## **7. 剰余金の配当等に関する方針**

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

2023年10月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,148,678	I 流動負債	583,781
現金及び預金	668,146	買掛金	48,850
受取手形	4,873	短期借入金	200,000
売掛金	340,416	1年内返済予定の長期借入金	104,830
電子記録債権	10,462	未払金	107,813
仕掛品	22,887	未払法人税等	11,985
未収還付法人税等	66,907	未払消費税等	35,084
その他	39,075	契約負債	35,306
貸倒引当金	△4,091	その他	39,911
II 固定資産	256,773	II 固定負債	247,096
1. 有形固定資産	52,633	長期借入金	247,096
建物	28,347		
工具、器具及び備品	24,285		
2. 無形固定資産	88,896	負 債 合 計	830,877
のれん	85,374	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	521	I 株主資本	543,785
その他	3,001	1. 資本金	287,826
3. 投資その他の資産	115,244	2. 資本剰余金	262,376
投資有価証券	39,880	3. 利益剰余金	△6,417
敷金	46,612	II その他の包括利益累計額	8,389
繰延税金資産	23,306	為替換算調整勘定	8,389
その他	5,445	III 非支配株主持分	22,399
資 産 合 計	1,405,452	純 資 産 合 計	574,574
		負 債 純 資 産 合 計	1,405,452

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2023年4月1日
至 2023年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,025,381
売上原価		506,508
売上総利益		518,873
販売費及び一般管理費		496,607
営業利益		22,265
営業外収益		
受取利息	56	
為替差益	594	
受取手数料	580	
補助金収入	2,820	
印税収入	721	
講演料等収入	1,050	
その他	382	6,206
営業外費用		
支払利息	2,989	
その他	25	3,015
経常利益		25,456
特別損失		
固定資産除却損	26	26
税金等調整前当期純利益		25,430
法人税、住民税及び事業税	16,163	
法人税等調整額	△4,158	12,004
当期純利益		13,426
非支配株主に帰属する当期純利益		3,640
親会社株主に帰属する当期純利益		9,785

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	287,826	262,376	△16,203	533,999
当 期 変 動 額				
親会社株主に 帰属する当期純利益			9,785	9,785
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	9,785	9,785
当 期 末 残 高	287,826	262,376	△6,417	543,785

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	—	—	18,759	552,758
当 期 変 動 額				
親会社株主に 帰属する当期純利益		—		9,785
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,389	8,389	3,640	12,030
当 期 変 動 額 合 計	8,389	8,389	3,640	21,815
当 期 末 残 高	8,389	8,389	22,399	574,574

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

自 2023年4月1日
至 2023年10月31日

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社コムニコ

株式会社DXディライト

株式会社ジソウ

一般社団法人SNSエキスパート協会

DTK AD Co.,Ltd.

なお、株式会社ジソウについては、新規設立に伴い、DTK AD Co.,Ltd.については、株式の取得により連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SOLVERE COMPANY LIMITED

SOCIAL MEDIA MARKETING TRADE ASSOCIATION

株式会社BLUNETTE

合同会社connect blue

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SOLVERE COMPANY LIMITED

SOCIAL MEDIA MARKETING TRADE ASSOCIATION

株式会社BLUNETTE

合同会社connect blue

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社4社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

3. 決算日の変更に関する事項

当連結会計年度より、当社及び従来3月決算であった連結子会社の決算日を3月末日から10月末日に変更し、同時に連結決算日を3月末日から10月末日に変更しています。その結果、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度の期間は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月決算となっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

DTK AD Co.,Ltd.の決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成に当たっては7月31日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、当該仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

－ 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

－ 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

－ 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 3年～20年

無形固定資産

－ 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)
(自社利用)

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

－ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準
収益の計上基準

ー ①SNSアカウント運用支援

当社の連結子会社である株式会社コムニコ、株式会社ジソウ、DTK AD Co.,Ltd. が提供している「SNSアカウント運用支援」事業は、顧客に対して企業のSNSアカウントの戦略策定からアカウント開設、運用代行、コンテンツ制作、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までワンストップでサービスを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②SaaS型SNS運用支援ツール

当社の連結子会社である株式会社コムニコが提供している「SaaS型SNS運用支援ツール」事業は、顧客のSNSマーケティングの運用を効率化するためのツールを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、顧客との間に締結した役務提供期間にわたってシステムへのアクセス環境を提供する契約については契約期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。顧客のニーズに応じてサービスの使用权を提供する契約については、サービスの使用权を提供することにより履行義務が充足されるものであることから、当該サービスが使用された時点で、収益を計上しております。

③人材教育

当社の連結子会社である一般社団法人SNSエキスパート協会が提供している「人材教育サービス」事業は、顧客にSNSに関するノウハウやリスク対策を体系化した検定講座を提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④DX支援

当社の連結子会社である株式会社DXディライトが提供している「DX支援」事業は、マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（5年）で均等償却することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「仕掛品」(前連結会計年度945千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「投資有価証券」(前連結会計年度9,990千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	85,374千円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。

減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。

② 主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は顧客獲得数、売上単価、及び売上総利益率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

会計上の見積り固有の不確実性からキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,087千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,446,775株

2. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 107,500株

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、金融機関からの借入、増資等により実行しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

未収還付法人税等は、概ね1年以内の回収期日であります。

敷金は主に本社の賃貸借契約によるものであり、当契約先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は概ね3ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一部の連結子会社において当座貸越契約を締結することにより、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については次の通りであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定含む)	351,926	353,933	2,007
負債計	351,926	353,933	2,007

(注) 1.市場価格がない金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	39,880
敷金	46,612

これらについては市場価格がないことから、上記には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	SNSマーケティング事業	DX支援事業	計	
SNSアカウント運用支援	754,878	－	754,878	754,878
SaaS型SNS運用支援ツール	211,761	－	211,761	211,761
人材教育	11,674	－	11,674	11,674
DX支援	－	47,065	47,065	47,065
顧客との契約から生じる収益	978,315	47,065	1,025,381	1,025,381
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	978,315	47,065	1,025,381	1,025,381

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	446,374
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	355,752
契約負債 (期首残高)	20,896
契約負債 (期末残高)	35,306

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は19,840千円であります。

また、契約負債の増加額は、主に前受金の受取により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	381円66銭
1株当たり当期純利益	6円76銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	DTK AD Co.,Ltd.(タイ王国)
事業の内容	市場調査・マーケティング事業 プロデュース・ディレクション事業 プロモーション・広告事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、成長戦略のひとつとして、海外での事業展開及び拡大するインバウンド市場への事業展開を掲げており、今般のDTK AD Co.,Ltd.の株式取得はその一環となります。同社は2013年よりタイを拠点に東南アジアでマーケティング事業を展開しており、同社の株式取得を通じて、今後、当社グループの顧客へのアップセルやクロスセル、新商品の開発や販売を進めることによりシナジーを生み、当社グループの成長に寄与するものと判断し、株式取得をすることといたしました。

③ 企業結合日

2023年4月7日	支配獲得日
2023年3月31日	みなし取得日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得する株式数及び議決権比率

普通株式 19,600株

議決権比率 49.00%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式（議決権の49.00%）を取得し、実質支配力基準により子会社化するものであります。

(2)連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であるため、連結計算書類作成に当たり、7月31日現在での決算に準じた仮決算に基づく計算書類数値を使用しております。

なお、みなし取得日を2023年3月31日としているため、被取得企業の業績は、2023年4月1日から2023年7月31日までの業績が含まれております。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	196円
-------	----	------

取得原価	196円
------	------

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 9,293千円

(5)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

該当事項はありません。

(6)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

86,809千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産	31,258千円
------	----------

固定資産	5,189
------	-------

資産合計	36,448
------	--------

流動負債	8,965
------	-------

固定負債	114,292
------	---------

負債合計	123,258
------	---------

(8)企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその方法

該当事項はありません。

貸借対照表

2023年10月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	438,179	I 流動負債	125,116
現金及び預金	323,638	1年内返済予定の長期借入金	56,904
営業未収入金	39,770	未払金	27,331
前払費用	10,656	未払費用	18,279
未収還付法人税等	55,707	未払法人税等	4,403
その他	8,407	未払消費税等	13,604
		預り金	4,592
II 固定資産	323,743	II 固定負債	165,100
1. 有形固定資産	48,485	長期借入金	150,430
建物	27,617	関係会社事業損失引当金	14,670
工具、器具及び備品	20,867		
2. 無形固定資産	2,750	負債合計	290,216
ソフトウェア仮勘定	2,750	純資産の部	
3. 投資その他の資産	272,508	I 株主資本	471,706
投資有価証券	39,880	1. 資本金	287,826
関係会社株式	68,442	2. 資本剰余金	278,475
敷金	43,338	資本準備金	278,475
関係会社長期貸付金	200,000	3. 利益剰余金	△94,595
繰延税金資産	16,156	その他利益剰余金	△94,595
その他	4,689	繰越利益剰余金	△94,595
貸倒引当金	△100,000	純資産合計	471,706
資産合計	761,923	負債純資産合計	761,923

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2023年4月1日
至 2023年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		557,650
営 業 費 用		218,475
営 業 利 益		339,174
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,714	
そ の 他	2	1,716
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,308	1,308
経 常 利 益		339,583
特 別 損 失		
関係会社事業損失引当金繰入額	7,463	7,463
税 引 前 当 期 純 利 益		332,120
法人税、住民税及び事業税	8,586	
法人税等調整額	8,107	16,693
当 期 純 利 益		315,426

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2023年 4月 1日
至 2023年 10月 31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	287,826	278,475	278,475	△410,022	△410,022	156,280
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				315,426	315,426	315,426
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	315,426	315,426	315,426
当 期 末 残 高	287,826	278,475	278,475	△94,595	△94,595	471,706

	純資産合計
当 期 首 残 高	156,280
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	315,426
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—
当 期 変 動 額 合 計	315,426
当 期 末 残 高	471,706

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

自 2023年4月1日
至 2023年10月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

－ 移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等

－ 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

－ 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

－ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

－ 関係会社の事業に伴う損失に充てるため、関係会社の財務状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

経営指導料

- － 当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を契約期間にわたって継続的に提供することを履行義務としており、契約に基づく金額を各月で算出し収益を認識しております。

配当金収入

- － 当社の子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。配当金収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日企業会計基準委員会）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

(5) 決算日の変更に関する事項

当社は、2023年6月29日開催の第9回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、当事業年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から10月31日に変更しております。決算期変更の経過期間となる当事業年度は、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月決算となっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

DTK AD Co.,Ltd.に対する貸付金の評価

(1) 当事業年度中に計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	100,000千円
-----------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

関係会社長期貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

② 主要な仮定

関係会社長期貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎としており、事業計画及び返済計画は顧客獲得数、売上単価、及び売上総利益率を主要な仮定として策定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の高い環境下にあり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,922千円
工具、器具及び備品	5,988千円

保証債務

以下の子会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社コムニコ	71,490千円
----------	----------

関係会社に対する債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	47,997千円
短期金銭債務	412千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 557,650千円

営業費用 2,625千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 1,713千円

支払利息 220千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 8,849千円

減価償却超過額 1,168千円

関係会社株式評価損 60,092千円

関係会社事業損失引当金 4,492千円

貸倒引当金 30,620千円

寄付修正 22,315千円

監査報酬否認 4,238千円

その他 2,409千円

繰延税金資産小計 134,187千円

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 △118,031千円

評価性引当額小計 △118,031千円

繰延税金資産合計 16,156千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 -千円

繰延税金資産純額 16,156千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 コムニコ	所有 直接100%	経営管理業務の受託 配当金の受取 利息の支払 債務の保証 役員の兼任	経営管理業務の受託(注1)	244,300	営業未収入金	38,390
				配当金の受取	306,000	-	-
				利息の支払(注2)	220	-	-
				債務保証(注3)	71,490	-	-
子会社	株式会社 DXディライト	所有 直接100%	利息の受取 資金の貸付 経営管理業務の受託 役員の兼任	利息の受取(注2)	864	その他流動資産 (未収利息)	929
				資金の貸付(注2)	100,000	関係会社長期貸付金	100,000
子会社	株式会社 ジソウ	所有 直接100%	経営管理業務の受託	経営管理業務の受託(注1)	4,900	営業未収入金	770
子会社	DTK AD Co.,Ltd.	所有 直接49%	経営管理業務の受託 利息の受取 資金の貸付 役員の兼任	経営管理業務の受託(注1)	1,750	営業未収入金	500
				利息の受取(注2)	848	その他流動資産 (未収利息)	848
				資金の貸付(注2)	100,000	関係会社長期貸付金	100,000

- (注) 1. 価格その他の取引条件は毎期交渉のうえ、決定しております。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 3. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

8. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	326円04銭
1株当たり当期純利益	218円02銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

連結注記表の「11.その他の注記」に記載の「(企業結合等関係)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月25日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 田 亘 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 村 啓 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2023年4月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラバブルマーケティンググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月25日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村 啓文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2023年4月1日から2023年10月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2023年10月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月25日

株式会社ラバブルマーケティンググループ

常勤監査役（社外監査役）	佐々山 英	一	Ⓔ
社外監査役	小 田 香 織		Ⓔ
社外監査役	今 井 智 一		Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2024年1月26日（金曜日）午前10時

会場

東京都港区虎ノ門4-1-1

神谷町トラストタワー2F トラストシティ カンファレンス 神谷町 Conference 1

電話 03-6381-5291



交通

東京メトロ日比谷線

「神谷町駅」直結

メトロシティ神谷町(4a/4b方面)
を經由、東京ワールドゲート連絡
通路直結



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採
用しています。